

次に、議席4番、中久喜久雄君。

〔4番 中久喜久雄君登壇〕

○4番（中久喜久雄君） 皆様、おはようございます。議席4番の中久喜久雄です。傍聴の皆様には早朝よりご苦労さまでございます。ただいま議長の許しを得ましたので、通告に従って質問します。環境問題、高齢者福祉及び賃借料等について大きく3点ほどお伺いいたします。関係各位の明快な答弁をお願いいたします。

1番としまして、排出ごみの抑制対策について。去る5月10日の茨城新聞に、龍ヶ崎市ごみ有料化検討についての記事が掲載されており、「減量化対策に本腰、住民の理解や協力要請」とあります。当境町を含む、さしま環境管理事務所構成市町につきましても、同様の課題を抱えているわけであり、特に平成20年3月末、坂東市に開設される新たなごみ焼却場に対して、各市町は相当の負担を支払わなければならないとも聞いております。町長の平成18年度施政方針には、「ごみの減量化を促進し、処理に要する費用の削減が急務と考えております。ごみの排出抑制する意味も含めて、有料化が全国的に議論、検討がなされ、実施に踏み切ったところであり、今後境町といたしましても、近隣市町の動向に目を向けながら、町民の皆様方の過大な負担とならないような方法等を慎重に検討してまいりたいと考えております」とのお話でありました。確かに処理費用の削減は、私も大変急務のことと思います。しかし、有料化ありきでなく、いかにごみ減量化をするか町民の理解、協力を得ることが大切なことと思います。

(1)、ごみ減量化を促進する具体的施策はどうか。

(2)、町民の理解と協力を得るための具体的な施策はどうか。

次に、高齢者福祉対策についてでございます。町長の平成18年度施政方針には、「18年度から22年度までの第三期の事業計画に基づき、要介護状態になることの防止に重点を置いた介護予防事業を実施し、サービスの充実を図ってまいります。その拠点となる委託先をファミリー境に予定しております」とのお話があります。私も新予防給付を受けるような年齢になりましたので、大変心配しているところでございます。

(1)、要介護状態になることの防止、軽度者の重度化への防止に重点を置いた介護予防事業の実施の具体的施策はどうか。

(2)、新予防給付の実施の具体的施策はどうか。

また次に、賃借料の見直しについてでございます。境町集中改革プラン（案）に「公共施設の建設に伴い、町で借り上げている土地等について、社会経済情勢の変化に即応した適正な賃貸借料について、関係者との十分な話し合いにより、見直しの検討をする」とありますが、大変結構なことだと思います。見直しの検討時期など具体的に説明を求めます。

以上で私の質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤政一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 中久喜議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

最初の環境問題、ごみ減量化対策と町民の意識改革、こういうご質問でございますけれども、

おっしゃるとおり今年度20年で、今年度の予算見ていただければ、たしか環境センターの費用が4億7,000万ぐらいになっていたと思います。これ人口で割っていただきますと、1人当たりのコスト、戸数で割っていただくと1戸当たりのコストが出てくるわけですが、センターの費用だけでも、ことしは多分1戸当たりでいくと5万超えているのではないのでしょうか。1人当たりでも1万数千円になると思います。それくらいごみに対するコストというのがかかっていることは、私は事あるごとに集まりありますと今ご説明をさせていただいています。できるだけ皆さん、ごみは減量化してください、資源ごみは資源ごみで出してくださいと集まりがあるごとにお話しているのですけれども、議員さん方にもひとつその点ご理解をいただいて、ぜひともそういう意識のやっぱり改革が一番大切でありますので、ご協力をいただきたいと思います。詳細につきましては、民生部長の方よりお答えをさせたいと存じます。

高齢者福祉対策であります。これは介護保険問題というのは、非常に私もできるだけ勉強しているのですけれども、大変難しい面もございまして、これも福祉課長がずっと骨折ってきていますので、福祉課長の方から詳細につきましては説明をさせていただきます。

賃借料の見直しでありますけれども、これらにつきましてはもう再三ご質問いただいているわけですが、現在の町の状況であります。全体の借地面積といたしまして22万9,776平方メートルでございます。お金にいたしまして年間約4,600万円、主な借り地といたしましては、ふれあいの里公園関係が約12万1,689平方メートル、借地料で1,825万3,409円となっております。そのほかさくらの森公園、さらには大歩運動場で、これらの施設で大体79%になっております。そのほかシンパシーホールあるいは福祉会館の下も若干あったかと思っておりますけれども、そういう土地を含めるとかなりの土地を借りているわけですが、その中で、ふれあいの里幼稚園もそうです。あとは町営住宅、山神町も、これも借り地になっております。そういう形であるわけですが、契約の更新のときに、これ話し合いをやっぱりしていきたいと思っておりますけれども、先般この役場の裏の職員の駐車場になっているところが更新の時期が来まして。私見ましたら、民間からすると3分の1ぐらいの値段で借りているものですから、これ以上安くしろという交渉はなかなか難しいだろうと思っております。では必要かどうかということも協議しましたら、職員の駐車場もないというわけにはいきませんので、今回の予算でものせてありますとおり、職員の皆様方から、いわゆる駐車料金をいただくことにいたしました。全額ではありませんけれども。大体半分ぐらいになるのでしょうか、あれで、地代の。そういうことでコストの削減を図っていきたく思っております。これは、値段の交渉は正直言って本当坪単価が、非常に民間と比べたら、私自分で借りているところ、これは言ってはいけないのですけれども、4分の1か5分の1なものですから、これ以上安くしてくれなんていう交渉はできなかったものですから、そういう形で、少し町民というより職員の皆さんにも、勤めている先の駐車場の料金として負担をしていただくということで、一部負担をしていただくということで更新をさせていただきました。これから出てくるところあると思うのですけれども、大体土地ですから20年から30年の契約になっております。以前はたしか30年だったと思うのですけれども、今は20年の契約になると思っております。これらについても話し合いの中で、土地ですから、相手があることですから、こちらは安くしてください、相手は高くしてくださいというのは、これ常識なのです、一般的にいきますと。

更新のときは必ずと言っていいくらい。そこら辺の感情のもつれがないように、お話し合いの中で少しでも下げていただけるような努力をしてみたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（齊藤政一君） 次に、民生部長。

〔民生部長 浅野和雄君登壇〕

○民生部長（浅野和雄君） 環境問題についてのご質問にお答えいたします。

まず、排出ごみの抑制対策についてのごみ減量化を促進する具体的施策はとのご質問であります。ごみ減量化促進につきましては、町民の方々に次のことを実施していただくことが重要と考えられます。消費者が過剰包装を断る。資源物を確実に分別する。食品残渣を堆肥化する。余分なものは買わない。食べ残しを少なくする。物を大事にし、簡単に捨てない。これらについて町民の皆様それぞれの家庭でごみの減量化について話し合ってもらうことが最も大切と考えます。当然町といたしましても、啓蒙活動を実施しております。

次に、町民の理解と協力を得るための具体的施策はどうかとのことでありますが、当境町を含めたさしま環境管理事務組合構成市町につきましても、これまでも循環型社会に向けて、ごみの減量化と資源物の収集に取り組んでまいりましたが、良好な環境を次世代を担う子供たちへ引き継ぐために、町、町民、事業者が協働し、さらにこれらの取り組みを進めていくことが求められています。さきに申し上げた、ごみ減量化促進策を町民の皆様一人一人が十分にご理解いただくことによって、ごみの減量化が図られることになるわけですが、具体的な例を申し上げますと、環境センターで取り組んでいる事業として、資源ごみの集団回収事業も進められております。内容といたしましては、行政区や各種団体、例えば老人会やPTAなど登録していただいた団体が紙類、空き缶、瓶類などの資源ごみを回収し、1キログラム当たり5円の助成事業を行うものであり、昨年度は11の団体活動で回収実績は約280トンですが、このような活動が活発になることにより、より一層ごみの減量化が促進できるものと考えられます。

ごみ有料化のご質問でありましたので、あわせてお答えさせていただきますが、ごみの減量化について効果のあるものとされることが、ごみ有料化であると言われており、全国でも有料化を進める自治体が多くなり、龍ヶ崎市によるごみ有料化検討もその一つと思われまます。平成18年度境町行政改革実施計画においても、家庭ごみの有料化について、平成19年度を目途に検討するとしておりますが、ごみ処理につきましては境町、古河市、坂東市、五霞町にて構成されるさしま環境管理事務組合にて処理されるため、構成市町一体となって協議を行い、事業を進めているところであり、当然本町のみで有料化について推し進めるわけではなく、さしま環境管理事務組合が中心となって構成市町により有料化検討が進められるところでもあります。ごみの有料化については、ごみの減量が主な目的です。これを導入することにより、ごみの分別の徹底、ごみの減量化、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を図ることができるものと言われております。このようなことを提案することによって、町民の皆さんにごみに対する関心を深めていただき、現在の大量消費、大量廃棄の生活スタイルを、環境に優しいスタイルに改めていただくよい機会であると思ひます。ごみ減量化につきましては、町民の皆さんの深いご理解がなければ推進できない

ことでありますので、議員各位におかれましても、ご指導賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤政一君） 次に、福祉課長。

〔福祉課長 福島弘子君登壇〕

○福祉課長（福島弘子君） それでは続きまして、ご質問の3月の施政方針の中の地域包括支援センターで行う新予防給付事業の件でございますけれども、境町では平成18年4月から委託という形で特別養護老人ホームファミール境に地域包括支援センターを設置しております。事業の目的といたしましては、第三期介護保険事業計画に基づきまして、介護予防を重点的に実施することと、福祉、医療等を結ぶネットワークの構築でございます。そのために新予防給付事業と地域支援事業を実施しております。

まず、新予防給付事業は、介護認定審査会で要支援1と要支援2に決定された方の介護予防のケアマネジメント、これは管理でございますけれども、それを実施いたしまして、軽い要介護状態の方の状態の維持と、それから改善の可能性のある方の自立支援をするものでございまして、地域支援事業では、介護保険事業の対象者以外の方で介護が必要になりそうな方を特定高齢者とし、それ以外の方を一般高齢者として介護予防に向けた支援を行っていくものでございます。

具体的な事業といたしましては、健康推進課の方で把握されました特定高齢者に対しまして介護予防を実施するための方策を保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーの3種類の専門職の方が介護予防のアセスメント、これ分析とか評価でございます。それと介護予防のケアマネジメントなどを行いながら、通所、デイサービスですけれども、それから訪問等のサービスを実施していくものでございます。元気な一般高齢者に対しましては、老人クラブ等の協力を得ながら筋力トレーニング等の事業を実施いたしまして、要介護状態となることの予防を行っていきます。その他地域包括支援センターでは、高齢者の相談、権利擁護事業、町内の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動などの社会資源を有効的に結びつけるネットワークの構築を実施していく予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤政一君） ただいまの答弁に対し再質問ありますか。

4番、中久喜久雄君。

○4番（中久喜久雄君） ただいまの説明の中での要支援1、要支援2とありますけれども、現在登録されている境町の人数は現在どのくらいになりますか。もしわかればご説明いただければと思います。

○議長（齊藤政一君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（福島弘子君） ただいまの質問にお答えいたします。

4月から始まったものですから、4月分といたしまして、要支援の1の方が9名でございます。要支援2の方が13名となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤政一君） ただいまの答弁に対し再々質問ありますか。

4番、中久喜久雄君。

○4番（中久喜久雄君） 再質問で賃借料の見直しについて、過去において検討された経過はご

ございますか。

2番に、現在の借地面積、金額等もしわかれば提出いただければ幸いです。

三つ目、行財政改革の一環として、平成17年度から補助金の2割削減を実施し、例えば内容が違いますが、仮に賃借土地の経済変動を考慮して賃借料の2割削減を想定すると、どのくらいの削減が可能かお聞かせください。今後このような検討の必要性を町長はどのように考えておられるか、お聞かせください。

以上です。

○議長（齊藤政一君） 質問者に申し上げますが、今3点ありましたけれども、2番は総面積、賃借料については先ほど町長の方から答弁があったと思いますので。

○4番（中久喜久雄君） では、2番については結構です。よろしくをお願いします。

○議長（齊藤政一君） 町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 1の検討したことはあるかということ、それと2の面積と料金、これらにつきましては、今議長の方からいいということでありましてけれども、私5年目へ入っていますけれども、書きかえの来たもの、これ書きかえのとき以外検討できないのです、契約ですから。2年間借りる、10年間借りるという契約のものを途中でなかなか交渉とかというのはできないのです。ただ、1度だけふれあいの里の方たちが上げてほしいということで私のところへ陳情来ました、正直申し上げます。そのときに何とかまだ契約期間ですから勘弁してもらいたいということでお話をした経緯がございます。ただ、これからたしか22年だったと思いますけれども、契約の更新の来るやつが出てまいります。そのときにお話し合いをするわけでありましてけれども、これは3の借地料2割削減という話ありますけれども、借入金を。これはあくまでも相手のあることであります。補助金でくれているものであれば、出しているものであれば、2割勘弁してくださいよということできますけれども、借地の契約ですから、これ2割切りますよということで、では全部返してくださいということになりましたら、全部建物を壊して、元の状態で返さなければならぬ。これお互いにプラス面が出てくるかどうかということになると思うのですけれども、特にふれあいの里一つとりまして、シンパシーホール一つとりまして、建物ができて稼働しているわけです。では、2割まけてくれないのだったら、うちは借りませんよということができれば問題ないのですけれども、これは相手のあることですから、一方的に2割削減という考えはもう、ちょっと常識的に考えられない、私からすると、問題であります。これはあくまでもお話し合いをしていく中で、今の時代と時流の中では、この土地だったらこれくらいの値段で何とかしていただけないでしょうかという、これ借りる立場と貸す立場、どちらが強いかにいいますと貸す立場の方が、これ実際は強いです。経済的によほど参っていない限り。ですから、そういうものを踏まえますと、やはり紳士的にお互いに円満の中で、話し合いの中でお話をすること以外に、2割削減一方的にしたいなどということは、到底考えること自体が、常識ではちょっと私の頭では考えられません。そういうことだと思います。

したがって、借地料の交渉につきましては、契約の更新時に、やっぱりお互いに話し合いをしていきたいと。これ安くしていただくのが一番いいのはわかっているのです。ただ、貸す方の立場、これからするとなかなかそういうものの理解をしていただくのも難しいのではないかな

と思います。ちなみに、ふれあいの里は、反当たしか15万だったと思います。これ高いか、安い
か、一生建物をつくって、本当に貸しっぱなしになってしまいます。後で使いたい人も使えない
のです、考えようによっては。そういうものを踏まえますと、これはやはり適正価格というのが
どの辺なのかということも踏まえて、やはり話し合いをしていただいて、多分中久喜さんの考え
方、一般的でいくと、米の値段がこれだけ下がってきたのだから、米つくっている価格からいっ
たらちょっと高過ぎるのではないかということが恐らく根拠にあるのだと思います。それは一般
の住民にもそういう根拠はあるかと思いますが、これらも含めて話し合いをしていくべき
であろうと、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（齊藤政一君） これで中久喜久雄君の一般質問を終わります。

